研究成果報告書 科学研究費助成事業

E

今和 5 年 6 月 1 3 日現在

機関番号: 34315 研究種目: 基盤研究(C)(一般) 研究期間: 2017~2022 課題番号: 17K03492 研究課題名(和文)会社訴訟のコーポレートガバナンスにおける役割の変容

研究課題名(英文)a Study on the changing role of Corporate Litigations in Corporate Governance

研究代表者

山田 泰弘 (YAMADA, Yoshihiro)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号:00325979

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、会社訴訟がコーポレートガバナンスにおいて果たす役割を検討した。 閉鎖型の会社では、当事者のアレンジが優先されるべきであるが、アメリカ・日本といった、裁判所による解 決に信頼が置かれている法域においては、仲裁を利用するニーズが乏しいことがわかった。むしろ裁判所の関与 が確保されることが重要であり、その役割を少数株主の保主総会招集請求や準共有株式の権利徒すでおのとして ー上場企業にあっては「攻めのコーポレートガバナンス」として取締役の業務執行の環境を整備するものとして 会社の補償制度が導入されたが、立法された会社の補償制度が体系的な制度理解からはいびつな構造となること を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究成果の学術的意義や社会的意義 民事訴訟は、通常、損失を補填する機能に着目されるが、株式会社における株主と会社との訴訟は、損失の補 填を求めるというよりも、適正な企業運営を求めるところに意義がある。同族企業など株式が流動しない会社 と、株式が流動する上場企業とでは、株主と会社との間の民事訴訟の意義も異なる。この点の違いから、会社の 運営の仕組みの中での民事訴訟が果たす役割を考える本研究は、今後の会社法制のあり方、会社の運営にあっ て、株主が果たす役割を考察し、今後の企業の仕組みを考える基礎を提供するものと考えている。

研究成果の概要(英文): This study examined the role that corporate litigation plays in corporate governance.

(1) In a closed company, the arrangement of the parties should be given priority, but in jurisdictions such as the United States and Japan where trust is placed on judgements by the courts, I found that there is little need to use arbitration. Rather, it is important to ensure the involvement of the courts, and I examined the accessibility for the courts' involvement when minority shareholders request the permission to convene shareholders' meeting, and when a co-shareholder exercise rights of quasi-co-owned shares.

(2) In listed companies, a company indemnification system is considered to be prepared to improve the environment for the execution of duties by corporate directors as "offensive corporate governance." However, I found this company indemnification system is not consist with the overall structure of Companies Law in Japan.

研究分野: 会社法

キーワード: 会社の補償 取締役の責任 取締役の責任免除 株主による株主総会の招集 株式の準共有

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

会社内の紛争を巡っては、会社法は、株主総会決議取消の訴え・無効確認の訴え、取締役の責任 追及訴訟、解任の訴え、解散請求を用意し、会社の組織法上の行為については、会社組織に関す る訴えを用意する。

裁判所に提起される会社訴訟の多くが、閉鎖型の株式会社に関するものであるが、実際の株主間 の利害対立を解決するというよりは、閉鎖型会社の株主間の意見対立や相続による株主構成の 変化を契機として、今まで問題にしなかった手続き違背をとらえて、株主総会決議関連訴訟、責 任追及訴訟を複数・連続的に抑圧される少数株主が提起し、紛争が長期化・硬直化する傾向が見 られる。もちろん、合弁企業のように、株主が事業主体である場合には、事前に当該対立を予測 し、株主間契約や定款のアレンジ(ビジネス・プランニング)により解決のための道具立てを用 意することができる。しかし、そのような経験やノウハウを有さない中小企業の株主にそのよう な対応は難しく、事前のビジネスプランニングでは、発生する全ての事態に対応することは難し い。アメリカの中小企業では、定款に仲裁条項を設けることで株主間紛争を解決することが一定 程度定着し(G. Richard Shell, Arbitration and Corporate Governance,67 N.C.L.Rev.517(1989)) 近年ドイツにあっても、株主総会決議事項につき仲裁による解決が試み られている (Bodo Riegger und Stephan Wirske, Auf dem Weg zu einer Allegemeinen Schiedsfähigkeit von Beschlussmängelstreitigkieten? 4 ZGR 733(2010)) 仲裁により紛争 解決を行うのであれば、当事者のニーズを反映した問題解決が可能となる可能性は高い。もっと も、アメリカ、ドイツにあっても、株主間の紛争につき、仲裁合意をどう形成するか(仲裁法に 則して、書面による仲裁合意がどのような形であれば認められるか)という点について一定程度 議論がされているに留まる。会社法制にあっては、紛争の早期解決の要請や利害関係人の多さを 踏まえて、法制上紛争解決手法が限定され、裁判所の後見を前提とすることが多い(代表訴訟、 総会決議訴訟)ため、具体的に、どのような紛争について、どのように仲裁を利用するか、とい った状況分析を踏まえての考察が必要となる。他方、日本国内においては、司法制度改革以降、 仲裁を含めた ADR(裁判外紛争処理)の利用促進の方向性が示されたが、現時点において一般社 会に定着しているとまではいえず、会社内部の紛争の解決として「仲裁」を利用するとの研究は 進んでいない。わずかに、坪川弘「商事仲裁における株主の権利保護 アメリカ法における商事 仲裁の拡大とその限界」横浜商科大学紀要7号(1991)319頁が、アメリカにおける議論状況を 紹介するのみであり、岡山地判昭和 53 年 12 月 13 日判夕 377 号 133 頁が、少数株主による株主 総会招集につき、裁判所の許可に代えて仲裁判断により招集できるかという点につき、判示する のみである(ただし、事実関係の詳細が不明である)。

これに対して、上場企業にあっては、「スチュワードシップ・コード」と「コーポレートガバ ナンス・コード」とを両輪として、株主と経営陣の対話を促進するとともに、「攻めのコーポレ ートガバナンス」として企業価値向上に向けた取締役会によるリスク管理やモニタリングの在 り方として業務執行から独立した監督機関の設置を促進し、株主利益に経営者の行動を一致さ せるような施策(業績連動型報酬のさらなる拡充)、および、投資家保護の観点から、多数株主 と少数株主の対立を想定して、多数株主の行動に牽制をかけることができる社外取締役(独立社 外取締役)の導入の促進が提案されている。役員就任条件を整備するため、役員報酬の在り方を 業績連動型報酬とし、経営者市場で魅力のある条件提示とされなければならないとされるとと もに、会社補償(役員が損害賠償責任を追及された場合に、会社が当該損害賠償責任額や争訟費 用を補償すること)やD&O保険(会社役員損害賠償責任保険)の保険料の負担方法について見直 しをすることが提案されている(経済産業省経済産業政策局コーポレートガバナンスの在り方 に関する研究会「法的論点における解釈指針」(2015年7月24日 [2016年3月18日差替え])。 「会社の補償」はアメリカにおいて活発に利用されるものであるが、そこでは、代理法制との整 合性から疑問が示され(Deborah A. Demott, Indemnification and Advancement through an Agency Lens, 74 Law & Contemp. Probs. 175(2011)) 会社補償制度についてはそもそも取締 役と会社との関係を規律する委任の中で位置づけることが可能かという点につき検討が必要と されるべきであるが、この点十分な検討がなされているわけではない。また、「攻めのコーポレ ートガバナンス」のための取締役の就任条件としての D&0 保険の保険料の会社負担の許容や会 社による補償の制度整備により、会社訴訟、とりわけ株主代表訴訟や取締役の第三者責任追及訴 訟・金融商品取引法上の虚偽起算に関する責任訴訟のコーポレートガバナンスに果たす機能が 変化する可能性がある。この点を申請者は指摘しているが(山田泰弘「企業統治と損害賠償」法 律時報1103号(2016)11頁) この点に関する検証も十分には行われていない。

2.研究の目的

会社訴訟(会社法・金商法に基づく訴訟)がコーポレートガバナンスにおいて果たす役割を考察 することを目的とする。この点、(1)閉鎖型の会社と(2)上場会社ではその態様が大きく異なる可 能性を有することから、(1)については、「所有と経営の分離」がなされず、企業の支配権や経営 方針を巡っての株主間対立が生じ、その解決スキームとしての訴訟の硬直性が問題となり、会社 訴訟による解決の限界や仲裁の利用可能性を検討する。(2)については、近時「攻めのコーポレ ートガバナンス」として企業価値を向上させる目的で社外取締役の登用をすべきとしてその環 境整備のため、D&O保険の保険料の会社負担の許容や会社による補償の制度整備が行われるが、 その是非やこれによる会社訴訟の役割の変容可能性を検討する。

3.研究の方法

第一の閉鎖型の会社を念頭に置いた、会社の訴訟の役割に関する研究は、当初比較法的な検討 から始めた。閉鎖的な会社でも、合弁会社やスタートアップ企業を念頭に置けば、事前に当該対 立を予測し、株主間契約や定款のアレンジ(ビジネス・プランニング)により解決のための道具 立てを用意することができ、アメリカの中小企業では、定款に仲裁条項を設けることで株主間紛 争を解決することが一定程度定着していると、文献調査から判明したからである。もっとも、 2020 年 2 月に Washington College of Law において行った研究会で報告した際には、コメンテ ーターを務めてくれた Ken Anderson 教授からは、デラウエア州裁判所の取り扱いに信頼がある ことから、実務において仲裁を利用するニーズが大きくないことを指摘された。株主間の対立は、 事前のビジネスプランニングでは、発生する全ての問題に事前に対処することは難しいととも に、相続等による株主構成の変化を契機として中小企業では紛争が起こる。この紛争実態を考慮 すれば、むしろ、仲裁という紛争解決の結果が予測できない紛争解決手段を利用するよりは、裁 判所へのアクセスを確保することが重要といえよう。

当初、本研究では、司法インフラの効率的利用を念頭に置いて、ADR を訴訟に前置する方策を 採用するドイツにおける、会社訴訟の役割や利用実態を調査・検討する予定ではあったが、COVID-19の影響により、海外での実地調査が難しいことから、研究方針を変更し、紛争実態の分析や、 株主の裁判所へのアクセス実態の分析を行うこととし、準共有株式の権利行使および、裁判所の 許可を仲裁に置き換えることができるかが議論された、株主による株主総会招集許可申立制度 の検証を行うことにした。

なお、株主が、紛争解決の一環として、裁判所にアクセスすることは、上場企業の企業買収局 面にも重要度が増しており、株主による株主総会招集許可申立制度は、むしろ上場企業において、 買収者が単独で支配権を確保できるほどではない状況下において、買収者が利用するという意 義が強く生じている。

第二の上場企業を念頭に置いた、会社訴訟の役割に関する研究は、会社の補償を中心に検討す る。会社の補償は、上場企業における取締役の就任環境の整備という立法目的の下、整備された。 しかし、取締役の会社以外の第三者に対する責任が履行された場合において会社が補償を行う という制度設計であるため、問題の発生局面としては、取締役の資力による救済が志向される中 小企業の事例が参考になる状況である。この点で、中小企業において、取締役の不法行為又は会 社法 429 条責任と会社の不法行為責任が併存する事例(両者につき共同不法行為が成立する場 合)について、検討を進めた。

4.研究成果

閉鎖会社における裁判所へのアクセスの完備について、少数株主による株主総会招集許可申 立を例に検討を行った。仲裁の利用の先例となる岡山地判昭和 53 年 12 月 13 日判夕 377 号 133 頁では、「仲裁判断をもつて裁判所の許可に代置し得ない」として、非訟事件による株主権行使 に関して仲裁判断の利用を否定しているように思われた。しかし、そもそも非訟事件については、 裁判所の許認可を得るための手続として設定されるものと、非訟事件に関する利害関係者間の 紛争の解決を志向するもの(例えば株式買取請求における価格決定申立事件)とでは性格を異に し、後者は、そもそも当事者の意思(合意) により解決が一定可能な領域であり、一般的に私 人が自由意思で処分(和解)し得る性質のものとして、仲裁の対象としうる余地がある。他方で、 前者は、まさしく裁判所の許認可を得ることを目的とするものであるため、両者の間には差があ ることを意識できた。これに基づけば、「仲裁を利用すべきではない」とした昭和53年岡山地判 は、裁判所の許認可を必要とする事項について、裁判所の許可なく、当事者のみで実施を認めよ うとすることはできないとしている点で、射程は広くないものと考えるべきことを理解できた。 さらに、少数株主権の株主総会招集許可申立てにおける要件を確認し、もともと、株主による権 利行使につき裁判所の許可を必要するという類型であり、取締役の株主総会の不招集という取 締役の判断の当否を許可の判断項目とすべきではないことから、端的に、取締役への招集請求後 的8週間が経過した時点で、画一的に許可を行うという制度運用が望ましく、裁判所の運用の見 直しを提言した(山田泰弘「株主による株主総会招集許可申立における取締役の招集遅滞の審査」 立命館法学 399 = 400 号 (2022 年 3 月) 1024-1051 頁)。

閉鎖会社については、さらに、紛争が株式の相続による株主構成の変化に起因することから、 紛争実態を分析検証すべく、株式の準共有について検討を行った。閉鎖会社における株主間の紛 争が、支配株主が死亡に起因する相続に端を発することが多い。相続人が複数存在すれば、会社 運営のイニシアチブを誰が握るかは、遺産分割協議でなされる。その協議中は、支配株主から相 続した株式は、共同相続人の(準)共有株式とされる。このときに、近時は、学説上、相続割合 に合わせて個々の相続株主が権利行使しやすい環境を整備すべきであるという方向性での環境 整備が求められ、従前の相続人の相続割合に基づく多数決により相続株主の議決権行使がなさ れるという判例の対応が批判されている。しかしながら、株式会社の意思決定は資本多数決によ って行われるため、支配株式に関する株主総会議決権が共同相続人により分割的に行使されれ ば、それらのものでは多数派をとることができなくなりかねず、相続人以外の株主の発言力が増 しかねない。このような事態は適切ではなく、共同相続において株式が準共有とされることを前 提とした制度運用がされるべきとして、判例を支持することを主張した(山田泰弘「株式の準共 有 共有法制の改正を受けて」立命館法学405=406号(2023年3月)743~772頁)。

上場企業を想定した、取締役の責任追及訴訟については、「攻めのコーポレートガバナンス」

として企業価値を向上させる目的で社外取締役の登用をすべきとしてその環境整備のため、D& 0 保険の保険料の会社負担の許容や会社による補償の制度整備が行われた。

この点の分析として、まず、中小企業において、取締役の不法行為又は会社法 429 条責任と会 社の不法行為責任が併存する事例(両者につき共同不法行為が成立する場合)について、紛争実 態を判例から把握することに努めた。

具体的には、労働者に対する安全配慮義務違反により健康・生命に関する被害を被った労働者が、 会社および取締役らに損害賠償請求を行う事例を収集し、分析を行った。このような事例では、 会社の業務執行につき取締役が責任を負うのは、(1)取締役の業務上の直接的な行為により第 三者に損害を発生させる場合と(2)会社の業務により損害を被った第三者に対して会社が損害 賠償責任を負担する場合に、取締役の職務上の任務懈怠を基礎に損害賠償責任を負担する場合 とがあり、(1)は会社法 350条(法人の不法行為能力)により会社に損害賠償責任が発生する ことで、取締役の任務懈怠の基礎があり、(2)は通常、不法行為は成立しないが、会社法 429 条が基礎となり、認められる余地があるものの、具体的な損害発生の結果回避可能性が肯定され る場合に責任発生が限られる(べきである)ことが判明し、その点を主張した(山田泰弘「会社 の安全配慮義務違反と取締役の第三者責任」水島郁子=山下眞弘編著『中小企業の法務と理論 労働法と会社法の連携』(中央経済社、2018年11月)340-358頁)。

この実態的な分析を基礎に、会社の補償制度に関する検討を行った。会社の補償制度は、D&O保 険制度の理論的基礎となる制度のはずだが、導入に際しては、むしろ D&O 保険の実務を前提とし て利用が適正となると考えられた節があり、制度根拠が相互にトートロージーとなっている現 状を指摘し、制度的な理由以外は制度を正当化できず、謙抑的に運営されるべきことを指摘した。 令和元年会社法改正により取締役が第三者に対して損害賠償責任を負担する場合に、その負担 による支払いを会社が補償することを認めたが、その際に参照されたアメリカの法制度の下で は、使用者責任法制において、使用者が第三者に責任を負担するが限定されていたことから、第 三者である被害者の救済法理として当初整備されていた。取締役の対会社の責任を含める形で 会社の補償を認めることへとアメリカ法では転換するが、これは、被害者救済から取締役の責任 免除へと舵が切られたことを意味することを示した。このため、対会社責任の免除となり得るこ とを前提として、制度の整備がなされている。しかしながら、日本法では、対会社責任を会社の 補償の対象としないこととされたが、法環境の違いから、取締役の第三者責任を会社が保証する ことも、取締役の対会社責任の免除に繋がる。このため、会社の補償が機能するのは、取締役が 職務執行につき法的な責任が問題となる事象での防御費用の補償にとどまり、むしろ、損害賠償 責任に対する補償は、対第三者責任でもワークしえないことを示した。今後、会社の補償は、責 任免除・報酬制度と調和した制度設計が必要であることを指摘した(山田泰弘「会社の補償」 砂 田太士ほか編『企業法の改正課題』(法律文化社、2021年7月)229-248頁)。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件)

1.著者名	4.巻
山田 泰弘	399/400
2.論文標題	5.発行年
2. 調又係題 株主による株主総会招集許可申立における取締役の招集遅滞の審査	2022年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
立命館法学	1024~1051
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.34382/00016108	無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著

1.著者名	4.巻
山田泰弘	-
2.論文標題	5.発行年
会社の補償	2021年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
砂田 太士、久保 寛展、髙橋 公忠、片木 晴彦、徳本 穰編『企業法の改正課題』(法律文化社)	229-248
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
しなし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

1.著者名	4.巻
山田泰弘	1497
2.論文標題	5 . 発行年
株主代表訴訟への会社の関わり方	2017年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
旬刊経理情報	1~1
掲載論文のD01(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

1.著者名	4.巻
山田 泰弘	405/406
2.論文標題	5 . 発行年
株式の準共有 : 共有法制の改正を受けて	2023年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
立命館法学	743 ~ 772
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.34382/00018249	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1.発表者名 YAMADA, Yoshihiro

2.発表標題

The possibility of arbitrating disputes concerning shareholders' claims in Japan

3 . 学会等名

Faculty Symposium WCL & Ritsumeikan University School of Law

4.発表年

2020年

〔図書〕 計1件

1.著者名	4 . 発行年
水島 郁子、山下 眞弘	2018年
2.出版社	5 . 総ページ数
中央経済社	⁴²⁸
3.書名 中小企業の法務と理論 労働法と会社法の連携	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6.研究組織

_	0	・ W ノしがユが母の		
		氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------